

ハイリスク妊産婦アクセス支援事業

ハイリスク妊娠等（例：妊娠高血圧症候群重症の患者・糖尿病治療中等）で指定された病院（県立中央病院、弘前大学医学部附属病院、国立弘前病院、八戸市立市民病院、むつ総合病院）に通院している方や赤ちゃんが小さく生まれた方などは、対象となる可能性がありますのですみやかに下記保健福祉センターまで連絡をお願いします。

【事業内容】

妊産婦が治療、分娩、NICU等入院児の面会等をするために総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターへ入院等するために要する交通費及び宿泊費について助成します。

- 総合周産期母子医療センター 県立中央病院
- 地域周産期母子医療センター 弘前大学医学部附属病院、国立弘前病院、八戸市立市民病院、むつ総合病院

【助成対象者】

- ①ハイリスク妊娠管理加算またはハイリスク分娩管理加算を算定された妊産婦
- ②ハイリスク妊娠・ハイリスク分娩に相当する疾患を有する妊婦
- ③新生児特定集中治療室（NICU）または新生児治療回復室（GCU）に入院児の面会をする母親を対象とする。

※対象となることが確定した場合、保健福祉センターへの連絡をお願いします。

【助成対象期間】①②に該当する妊産婦：周産期母子医療センターで診療のために通院または入院、待機宿泊を開始した日から、通院または入院等が終了する日まで（最大産後6週間を経過した日まで）。

③に該当する妊産婦：新生児がNICUまたはGCUに入院した日から退院した日まで（最大産後2ヶ月を経過した日まで）。

①または②に該当し③にも該当する妊産婦：周産期母子医療センターで診療のために通院または入院、待機宿泊を開始した日から通院または入院等が終了した日（最大産後6週間を経過した日）と、新生児がNICU等に入院した日から退院した日（最大産後2ヶ月を経過した日）を比較していずれか遅い日まで。

【申請期間】助成対象期間終了後すみやかに申請してください。

また、助成対象期間が

3月31日をまたぐ場合、事前に保健福祉センターへご連絡下さい。

ご連絡がない場合、助成の対象外となる場合がございます。

【助成額】妊産婦一回の分娩につき100,000円までを上限とします。（多胎も1回の分娩とする）

問合せ先

東北町保健福祉センター 0175-63-2001